

松戸市プロポーザル実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市の発注する業務委託、物品購入、建設工事、建設工事関連委託、その他の業務等（以下「業務委託等」という。）について、価格のみによる競争では、所期の目的を達成できない契約を結ぶ必要がある場合に、企画力、技術力、専門性、実績等において、当該業務委託等にふさわしい事業者をプロポーザル方式により最優秀提案者として特定するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 業務委託等の最優秀提案者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募又は指名により選定し、当該業務委託等に係る実施方針、技術提案等に関する提案を受け、原則としてヒアリングを実施した上で、当該提案の審査及び評価を行い、当該業務委託等の履行に最も適した最優秀提案者を特定する方式をいう。
- (2) 公募型プロポーザル方式 プロポーザル方式のうち、提案者を公募により募集し、参加資格があると認めた者から提案を受ける方式をいう。
- (3) 指名型プロポーザル方式 プロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名業者から提案を受ける方式をいう。
- (4) 決裁責任者 松戸市事務決裁規程（昭和38年松戸市訓令甲第6号）第2条第1号又は松戸市教育委員会事務決裁規程（昭和48年松戸市教育委員会訓令第3号）第2条第1号の者をいう。
- (5) 主管部長 当該業務を主管する部長をいう。

- (6) 選考委員会 条例等で定められた事務を行う業務委託等受託事業者の選考に係る委員会をいう。

(対象)

第3条 プロポーザル方式を採用することができる業務委託等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 価格のみによる競争では、所期の目的を達成できない契約を結ぶ必要がある業務委託等
- (2) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務委託等
- (3) 本市において発注仕様を定めることが困難である等、標準的な業務の実施手続が定められていない業務委託等

2 プロポーザル方式を採用することができる業務委託等の対象金額は、松戸市財務規則137条の2の規定のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、当該業務委託等の特性上、プロポーザル方式を採用する必要があると認められる業務委託等にあつては、当該業務委託等の予算額が同項に定める額未満であっても、プロポーザル方式を採用することができる。

(実施要領等の作成)

第4条 当該業務委託等についてプロポーザル方式を採用しようとする場合は、プロポーザルの実施に関する要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）を作成するとともに、第6条第2項の規定により設置する選考委員会の条例を制定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該業務委託等の予算額が第6条第6項に該当する場合は、主管部長は、選考委員会条例を選考委員会の運営に関する要領（以下「選考委員会運営要領」という。）の作成に代えることができる。

3 プロポーザル実施要領で規定する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業務委託等の目的

- (2) 業務委託等の名称、事業場所、業務内容、履行期間
 - (3) プロポーザル方式により最優秀提案者を特定する理由
 - (4) プロポーザル方式の方法及び理由
 - (5) 事業スケジュール（最優秀提案者の特定までの事務手順）
 - (6) 参加資格要件、応募期間、応募方法等（公募型プロポーザル方式に限る。）
 - (7) 提案限度額
 - (8) 評価方法及び評価基準（評価項目、点数配分等）
 - (9) 提案方法（提案書の作成方法、提案内容、提案書の様式及び部数、提出方法、提出期限、記入上の注意、質疑応答等）
 - (10) 結果通知について
 - (11) 結果の公表事項及び方法
 - (12) その他必要と認める事項
- 4 選考委員会運営要領で規定する事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 設置
 - (2) 所掌事務
 - (3) 組織（選考委員、定数）
 - (4) 委員長及び副委員長
 - (5) 会議
 - (6) 意見の聴取等
 - (7) 事務局の設置
 - (8) 要領の失効に関すること
 - (9) その他必要と認める事項
（事前審査）

第5条 主管部長は、プロポーザル方式を採用しようとする場合は、あらかじめ、プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）に付議し、その承認を得なければならない。この場合における審査会の事務局は、各業務委託等の主管課とする。

- 2 前項に規定する審査会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 副市長（当該業務委託等を所管する副市長）
 - (2) 財務部長
 - (3) 総務部長
 - (4) 主管部長
 - (5) その他会長が認める者
- 3 会長は副市長とし、会務を掌握するとともに審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を会長があらかじめ指名する者が代理する。
- 5 当該業務委託等の予算額が 1 億円未満である場合の審査会は、第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる者をもって組織し、財務部長（財務部長が主管部長の場合にあっては、総務部長）が主宰するものとする。
 - (1) 財務部長
 - (2) 総務部長
 - (3) 主管部長
 - (4) その他主宰者が認める者
- 6 当該業務委託等の予算額が 5,000 万円未満である場合の審査会は、第 2 項及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる者をもって 3 人以上で組織し、主管部長が主宰するものとする。
 - (1) 主管部長
 - (2) 主管課長
 - (3) その他主宰者が認める者
- 7 審査会は、次の事項を審査する。
 - (1) 第 3 条の規定に該当するか否か、下記に留意すること。
 - ア 入札執行ができない理由について
 - イ 事業者提案が必要な理由について
 - (2) プロポーザル方式の実施方法（公募型プロポーザル方式又は指名型プロポーザル方式）

- (3) 選考委員
- (4) 意見を聴取する外部の有識者（予算額が１億円未満の場合に限る）
- (5) 参加資格（公募型プロポーザル方式に限る。）
- (6) 指名業者（指名型プロポーザル方式に限る。）
- (7) 第６条第８項の規定による複数の外部の有識者等から意見を求めない理由

（プロポーザル方式の採用の決定及び選考委員会の設置）

第６条 決裁責任者は、審査会で承認が得られた場合は、当該業務委託等についてプロポーザル方式の採用を決定することができる。

２ 決裁責任者は、プロポーザル方式の採用を決定したときは、選考委員会を設置する。

３ 選考委員会は、次の審査を行う。

- (1) プロポーザル実施要領に関する事項
- (2) 最優秀提案者を決定するための審査基準に関する事項
- (3) 企画又は技術に関する提案書等の審査及び評価に関する事項
- (4) 結果の公表方法に関する事項
- (5) 前４号に掲げるもののほか、必要と認める事項

４ 選考委員会の委員には、審査における公平性、透明性及び客観性を保つため、市職員のほか、原則として外部の有識者等をその委員に含めるものとする。委員の定数は、３名以上とし、そのうち外部の有識者等を半数以上としなければならない。

５ 前項の規定により外部の有識者等を選考委員会の委員に含める場合には、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定により附属機関を条例で設置しなければならない。

６ 前２項の規定にかかわらず、当該業務委託等の予算額が１億円未満である場合は、市職員のみで構成する選考委員会を設置することができる。この場合における委員の構成は、複数の主管課以外の市職員を含めるものとする。

7 前項の規定により選考委員会を設置するときは、原則として、別に意見聴取要領を定めた上、複数の外部の有識者から意見を聴取するものとする。この場合において、外部の有識者への依頼事項は、次のとおりとする。

- (1) 応募者の企画提案の内容に関して意見を述べること。
- (2) その他候補者の選定に関して意見を述べること。

8 前項の規定にかかわらず、外部の有識者等から意見を求めない場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(参加資格要件)

第7条 プロポーザル方式への参加は、業務委託等の内容又は性質により定めるもののほか、次に掲げる参加資格要件を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しないこと。

ア 電子交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は当該業務委託等の開札日（見積り合わせの日）前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者

オ 事業協同組合等が参加申込みをする場合において、その組合等の構成員になっている者。

カ 参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

(2) 本市において競争入札参加資格を有していること。

(3) 次のいずれかの日において、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準（昭和62年松戸市訓令甲第1号）による指名停止、松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成13年2月1日施行）による指名除外及び松戸市入札参加有資格者実態調査実施要領（平成27年7月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

ア 公募型プロポーザル方式にあつては、参加申込みの旨の書類（以下「参加申込書」という。）の提出期限から最優秀提案者の特定の日までの間

イ 指名型プロポーザル方式にあつては、指名通知の日から最優秀提案者の特定の日までの間

2 前項第2号の規定は、当該業務委託等において競争入札参加資格を有する者が極端に少ない場合又はいない場合において、競争入札参加資格の有無にかかわらず広く提案を求めるときは、適用しないものとする。

3 前項の規定により競争入札参加資格を有しない者を参加させる場合は、会社の規模、財務状況等について、競争入札有資格者申請と同様の審査を主管課が実施するものとする。

（実施の公表）

第8条 決裁責任者は、公募型プロポーザル方式を採用する場合は、必要事項を市ホームページその他の方法により公表するものとする。

（参加表明手続）

第9条 公募型プロポーザル方式において参加を希望する者は、当該公表において指定する日までに参加申込書を提出しなければならない。

（参加資格要件の確認等）

第10条 主管部長は、前条の規定により参加申込書を提出した者（以下「参加申込者」という。）について、第4条及び第7条の規定による参加資格要件を満たす者であるかを確認するものとする。

2 主管部長は、参加申込者が参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、その者を参加させてはならない。

（参加資格要件確認の通知）

第11条 主管部長は、参加申込者に対し、参加資格の有無を通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、参加資格が認められなかった者に対しては、参加資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

3 前項の規定により参加資格が認められない旨の通知を受けた者は、書面によりその理由について、説明を求めることができるものとする。

4 前項の規定による説明を求める場合は、第1項の通知を受けた日の翌日から3日以内に、その内容を書面により提出することができる。

（指名業者の選定）

第12条 決裁責任者は、指名型プロポーザル方式を採用する場合は、指名業者について、審査会の審査を経て、指名業者を選定するものとする。

（指名の通知等）

第13条 決裁責任者は、指名業者を選定した場合は、当該指名業者に対し、必要事項を通知するものとする。

2 当該業務委託等に関する説明会は、原則として開催しないものとする。ただし、業務の性質上説明会を行わないと適切な提案がなされないおそれがある場合には、一堂に会さない方法により行うことができる。

（選考委員会の評価）

第14条 選考委員会は、プロポーザル実施要領に規定された評価基準により評価を行い、当該業務委託等に最も適した提案を行ったと認められる提案者を選考するものとする。

- 2 選考委員会は、原則として、提案内容の評価に当たっては、提案者からの提案についてヒアリングを行うものとする。
- 3 各選考委員は評価基準に基づき、独立して提案者の提案の優劣を判定し、選考委員会は各選考委員の判定に基づく採点の合計点により提案者の中から1位の者を選考するものとし、それ以外の事由を加えて合計点の修正等を行ってはならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、各選考委員が評価基準に基づき、独立して提案者の提案の優劣を判定した上で、選考委員会において提案者の中から1位の者を選考する方法を決定した場合は、この限りでない。
- 5 選考委員会は、1位の者が決定した場合、速やかに評価結果を決裁責任者へ書面で報告するものとする。

(最優秀提案者の特定)

第15条 決裁責任者は、選考委員会から報告を受けた場合は、選考委員会の採点の集計が適正に行われたことを確認し、最優秀提案者を特定するものとする。

- 2 決裁責任者は、最優秀提案者を特定した時は、速やかに特定された者及び特定されなかった者に対し、結果を通知するものとする。
- 3 前項の通知を行う場合は、特定されなかった者に対し理由を付するものとする。
- 4 前項の規定により非特定の通知を受けた者は、書面によりその理由について、説明を求めることができるものとする。
- 5 前項の規定による説明を求める場合は、第1項の通知を受けた日の翌日から3日以内に、その内容を書面により提出することができる。

(結果の公表)

第16条 主管部長は、最優秀提案者を特定した場合は、プロポーザル実施要領の規定に基づき結果を公表するものとする。

(実施報告)

第 17 条 プロポーザル方式の採用を決定した時は、審査内容を公募型
にあっては実施の公表までに、指名型にあっては指名の通知までに契
約課へ報告するものとする。

2 プロポーザル方式により最優秀提案者を特定した時は、評価結果を
契約課へ報告するものとする。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この要綱による改正前になされた手続その他の行為は、なお、従前の
例による。